



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 7月 1日～令和10年 6月30日までの 5年間

2. 内容

目標：社員一人当たりの有給付与日数に対する有給休暇取得率を35%以上にする。

3. 取り組み

- 令和 5年 7月 ～ 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
- 令和 6年 4月 ～ 年間の有給休暇取得計画を作成させ、取得状況を個別に管理する。
- 令和 7年 4月 ～ 有給休暇の取得状況を加味した人事評価の実施